

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削材及び研磨材 JMDN70908000

ピー・ピー ガラスビーズ

【禁忌・禁止】

- ・指定された用途以外には使用しないこと。
- ・本品は、流動性がよく小さい穴からでも漏れ続けるので、容器を損傷しないこと。
- ・床等にこぼれた場合は滑りやすいので大変危険です。

【形状、構造及び原理】

【概要】

：歯科用研削器材

本品は、歯科技工物の金属表面処理や金属の酸化皮膜・石膏・埋没材等の除去を目的としたサンドブラスト材料である。
本品は、サンドブラスト・ペンシルブラスト等の器械に投入し使用する。

【形状、構造】

形状	粉粒体
成分	ソーダ石灰ガラス
色	白

【原理】

：ガラス粒子によるブラスト研削。

【原材料又は構成部品】

名 称	原 材 料 名	血液・体液等の接触の有無
ピー・ピー ガラスビーズ #300	成分：ソーダ石灰ガラス	無
ピー・ピー ガラスビーズ #200	成分：ソーダ石灰ガラス	無

【使用目的又は効果】

補綴物等の研削に用いる器材をいう。別に名称を定めるものを除く。
補綴物等のブラスト材として用いる。

【使用方法等】

- ：本品は、歯科技工物の金属表面処理や金属の酸化皮膜・石膏・埋没材等の除去を目的としたサンドブラスト材料である。
- ：本品は、サンドブラスト・ペンシルブラスト等の器械に投入し使用する。

【使用上の注意】

- ・使用にあたっては器械メーカーの指示に従って、使用可能粒径を確認すること。
- ・本品を使用してブラスト研削を行う場合は、局所集塵装置、公的機関が認定した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。
- ・本品はブラスト研削の際には保護メガネ等を使用すること。
- ・本品が万一目に入った場合には、直ちに大量の水で洗浄した後、眼科医の診断を受けさせる又は受けること。
- ・本材は【使用目的又は効果】に記載の用途以外への使用はしないこと。
- ・本品は歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

【保管方法】

- ・本品は、流動性が良く小さな穴からでも漏れ続けるので、容器を破損しないようにすること。
- ・湿ると軽く固着する事があるので容器を密閉し乾燥した屋内に保管すること。
- ・歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

有限会社 プロップ
電話 052-618-5777